介護保険法に基づく表示

医療法人一祐会　藤本病院

指定居宅療養管理指導事業

1.当病院は、介護保険法の指定を受けた居宅療養管理指導を実施する事業所です。

指定事業所番号	2710300449

2.居宅療養管理指導に従事する者は、次の通りです。

医師　2人、薬剤師　1人、管理栄養士　2人

3.営業日および営業時間

月曜日から金曜日　午前9時～午後4時30分

ただし、国民の祝日、12月30日～1月4日までを除く。

4.利用料(本人負担)

利用料は厚生労働大臣が定める基準によります。

		1割	2割	3割
医師が行う場合(月2回まで) ※医療保険による訪問診療(在宅時医学総合管理料等)を受けている場合	単一建物居住者が1人	299 円	598 円	897 円
	単一建物居住者が2人～9人	287 円	574 円	861 円
	単一建物居住者が10人以上	260 円	520 円	780 円
薬剤師が行う場合(月2回まで)	単一建物居住者が1人	566 円	1132 円	1698 円
	単一建物居住者が2人～9人	417 円	834 円	1251 円
	単一建物居住者が10人以上	380 円	760 円	1140 円
管理栄養士が行う場合(月2回まで)	単一建物居住者が1人	545 円	1090 円	1635 円
	単一建物居住者が2人～9人	487 円	974 円	1461 円
	単一建物居住者が10人以上	444 円	888 円	1332 円

5.事業の実施地域

寝屋川市内

6.その他の費用

居宅療養管理指導に要した交通費については、実費を徴収する場合があります。

7.苦情・相談について

当病院の提供する居宅療養管理指導に関する苦情・相談は、藤本病院在宅診療部・江口まで申し出てください。

2000年4月1日
2024年6月1日改訂

医療法人 一祐会
藤本病院

●担当部門／総務課　●掲示開始日／2025年6月1日　●掲示終了日／変更の日まで　●事務部部長承認済（検印省略）